

# 非行統計の社会的構成と統制側の処遇

～万引きに対する社会的反作用の実証研究から～

高原 正興\*

現代日本の非行統計が万引きの検挙者数に左右されている現実から、科学研究費補助金による調査結果を素材にして、主に次の点を実証的に明らかにした。①大型店舗の保安活動が万引きの現認数を規定する傾向にある。②少年の万引き事犯がこの間増減してきたのは、大型店舗の営業方針に規定されている。③万引き事犯の処遇は説諭尊重型と警察通報型に分かれるが、この間通報率が高まっている。以上の事実から分析と考察を加えた結果、各店舗の処遇類型は、警備実務型、道徳的事業型、少年教育型、経営機能型の4タイプに分けられる。警備実務型は店舗の保安活動を警備会社に委託している場合に多く、警察通報率も高い。90年代後半の万引き再増加現象はこの通報率の上昇によると考えられるが、警察が通報された事犯をいかに処置するかが統計化に影響を与える。少年の更生に効果的な処遇は説諭にあると考えるが、警察通報は実際に再犯を防止する面もある。

## 1. はじめに—非行統計と万引きの推移

「第三期少年非行」は1983年を統計上のピークとする1980年代前半の主要刑法犯の「激増」によって語られ、その軽微な性質を形容して「遊び型」・「初発型」と説明されてきた。主要刑法犯の中で長年にわたって「窃盜」が70%前後を占め、その手口別構成比では「万引き」が40%前後を占めて第一位であり続けたからである。つまり、「第三期少年非行」を統計上主に支えてきたのは「万引き」であったといえる。

しかし、90年代になると、「第三期少年非行」を支えてきた「万引き」の検挙人員は減少して、92年には83年の半分以下に激減した。警察庁はこのような統計上の現象について、①大規模店から小規模店への場の移行とそれに伴う暗数率のアップ、②警察通報率の低下（軽微な被害は届けない風潮）をあげて、発生数そのものは統計ほどは減っていないと主張した<sup>1)</sup>。ところが、「第四期少年非行」といわれる1997年以降、「キレる、ムカつく」少年たちの「凶悪犯罪化」傾向の一面向的強調の陰で、「万引き」の検挙人員が再び急増していたのである。例えば、98年の検挙人員約5万人を人口比に換算すれば、おそらく83年の5万3千人余りの人口比換算をはるかに上回る数値を記録することになる（以上、表1

\*たかはらまさおき（京都府立大学福祉社会学部教授）

参照)。

本論文の目的は、このような非行統計の推移が統制側の処遇によって構成される社会的現実を明らかにすることであり、科学研究費補助金による調査「大型店舗における万引きに対する社会的反作用についての実証的研究」(基盤研究

C2、1997～1999

年度)を素材とするものである<sup>2)</sup>。

表1 少年主要刑法犯のうち「窃盜」「万引き」による検挙人員及び構成比(カッコ内)

年 次	刑法犯数(人口比)	うち窃盜	うち万引き	触法少年数→うち窃盜
1975 (S 50)	116,782 (11.8)	85,855 (73.5)	31,711 (36.9)	35,600 → 30,994
1980 (S 55)	166,073 (16.4)	126,254 (76.0)	49,584 (39.3)	53,883 → 46,588
1983 (S 58)	196,783 (18.2)	147,484 (74.9)	53,421 (36.2)	64,851 → 54,544
1986 (S 61)	185,373 (15.8)	136,914 (73.9)	49,693 (36.3)	49,803 → 40,852
1989 (H 1)	165,053 (13.5)	121,194 (73.4)	48,801 (40.3)	34,591 → 28,494
1990 (H 2)	154,168 (12.7)	108,565 (70.4)	38,201 (35.2)	28,160 → 22,237
1991 (H 3)	149,663 (12.5)	101,187 (67.6)	33,664 (33.3)	27,434 → 21,396
1992 (H 4)	133,882 (11.5)	85,621 (64.0)	24,874 (29.1)	23,285 → 17,711
1993 (H 5)	133,132 (12.2)	85,627 (64.3)	28,132 (32.9)	25,168 → 19,477
1994 (H 6)	131,268 (12.5)	83,822 (63.9)	30,815 (36.8)	23,811 → 18,715
1995 (H 7)	126,249 (12.5)	81,060 (64.2)	32,176 (39.7)	22,888 → 18,016
1996 (H 8)	133,581 (13.7)	85,306 (63.9)	36,264 (42.5)	23,242 → 18,189
1997 (H 9)	152,825 (16.1)	97,836 (64.0)	48,313 (49.4)	26,125 → 20,745
1998 (H 10)	157,385 (16.9)	99,768 (63.4)	50,944 (51.1)	26,905 → 21,493
1999 (H 11)	141,721 (15.6)	86,561 (61.1)	39,429 (45.6)	22,503 → 16,968
2000 (H 12)	132,336 (14.9)	77,903 (58.9)	36,779 (47.2)	20,477 →

(注) 業過を除いた犯罪少年数(14～19歳)と触法少年数(右欄)を分けている。万引きの最多は1988年の60,763人。人口比とは同年齢人口千人比を示す。『青少年白書』各年版より作成。

ソナルとインパーソナル、処遇の厳格と寛容をクロスさせて、店舗の万引き処遇類型を倫理主義・人間主義・経済的温床主義・経済主義に分類し、「あまりにも性急な発見や治療が追及されていくことは、かえってラベリングによるマイナス効果とその増幅につながりかねない」と提言している<sup>5)</sup>。さらに、田村他科学警察研究所が行った店舗に対する留め置き回収法の調査によれば、店舗側の経営方針が発見数に大きく影響すること、警察への平均通報率は57.4%になるが、「統計化率」(警察署限りの処置で法執行過程から外される=微罪処分)を考慮しないと万引き検挙人員の減少の真相は語れないと指摘されている<sup>6)</sup>。

## (2)少年処遇におけるダイバージョンの現実

警視庁の「少年の簡易送致事件判断資料表」によれば、第一に、簡易送致できる場合の基本要件として、①事実がきわめて軽微であること、②犯罪の原因、動機、少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から見て、再犯の

## 2. 万引き処遇の状況と調査の概要

### (1)先行調査による知見

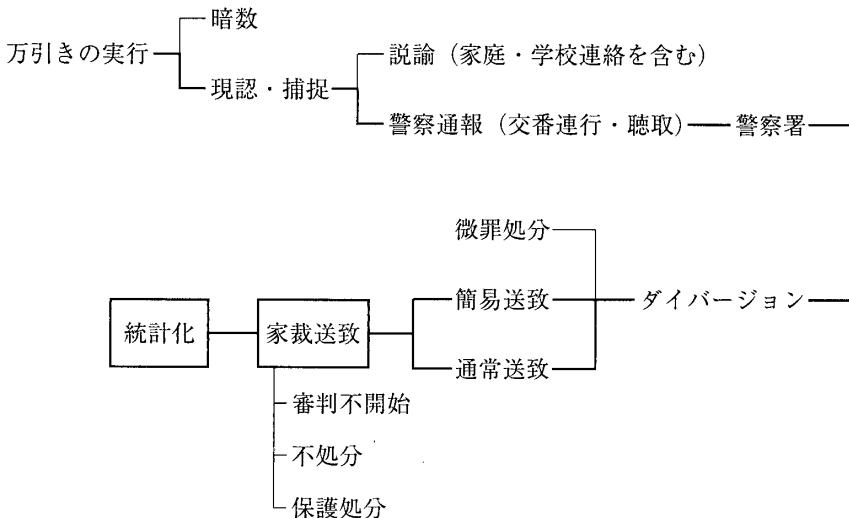
統制側が少年の万引きをどのように処遇するかということは、日本では70年代以降に注目された「ラベリング論の実証可能性」に関する問題であり、ラベリングのステイグマ付与機能を回避する提言につながる問題もある。柏熊はこのような視点から万引きに対する統制側の反作用について聞き取り調査を行い、司法機関への係属がもたらす教育的効果とラベリング効果を考慮して、その処遇を非司法機関(教育機関)に委ねる提言をしている<sup>3)</sup>。また、総理府が行った「犯罪と処遇に関する世論調査」では、生徒の5千円程度の万引きへの対応について、統制・司法機関への係属を選択した回答は合計15.6%にすぎないという報告がされている<sup>4)</sup>。

さらに辻の調査は、店舗の経営方針のペー

おそれがないこと、③刑事処分又は少年法第24条1項各号所定の保護処分及び家庭裁判所におけるいかなる保護的措置をも必要としないと明らかに認められること、の3点があげられている。そして第二に、その指定罪種・範囲として、窃盗の場合を、①被害額おおむね5000円未満のもの、②かっぽらい、万引き、店舗荒し、雇人盗、同居盗などで計画性のない単純かつ偶発的なものであり、被害者も寛大な措置を望んでいるもの、に定めている。

少年事件の処遇においても、インテイクの段階、調査・鑑別の段階、審判決定の段階などにおいてダイバージョン現象が存在する。特にインテイク段階では、警察による微罪不送致がある。これには、上記資料表のように事案が軽微なため、定期的に一括して家裁に送致する簡易なやり方（簡易送致）と、少年法の対象とされていない不良行為として処理して、警察署限りの処置で済ませてしまう場合がある（微罪処分）<sup>7)</sup>。したがって、少年の万引き事犯の場合には、店舗から最寄りの交番に通報されても、交番→警察署限りの微罪処分として済ませて（警察による注意処分で終わり、事件を検察官に送致しない）、

図1 少年の万引き事犯に対する処遇過程（太線が統計化の過程）



統計には表されないケースが多くあり、ある保護観察官によれば、「警察が扱う少年事件のうち約20%だけが家庭裁判所に送られていく」と言われている（図1）。

### (3)調査方法の概要（1989年度・1992年度の調査を含めて）

〔調査時期〕第一次調査（1989年度）と第二次調査（1992年度）は上記の「万引き激減」期にあたる。今回の第三次調査（1997～2000年度）は最終的に2000年までの万引きと処遇の実態を調査したが、この時期は上記の「万引き再増加」期を含む。

〔調査対象〕北日本A・首都圏B・中国C・九州D・その他E・関西圏Fの6都市の大型店舗を任意に選定して、各店舗の保安担当責任者などから自由面接聞き取り法によってヒアリングを行った（関西圏Fは非公開）。また、店舗側の承諾が得られた場合に、万引き事犯に関する「調書」類の全件書き取りを非プライバシー的事項に限って行い、その事項は、日時・性別・年齢・学年（職業）・共犯数・主な被害品目・被害金額・措置状況などとした。

〔調査標本数〕有効な調査ができたのは以下の18店舗（専=専門店、D=デパート、S=スーパー）であり、デパートが多いのは、各店舗の保安係などの体制が確立しており、店舗側の判断で調査協力が得やすかったためである。一方で、専門店やスーパーでは保安体制があいまいか系列警備会社に委託されており、調査協力に関する責任の所在

が不明であることが多かったためであり、調査に対する拒否率も比較的高かった。また、「調書」類の書き取りが許可されたのは6店舗であった。

〔北日本A都市—4店舗 (A 1専・A 2D・A 3D・A 4D)

〔首都圏B都市—4店舗 (B 1D・B 2D・B 3D・B 4D)

〔中国C都市—3店舗 (C 1専・C 2D・C 3S) + C 4D一部

〔九州D都市—4店舗 (D 1D・D 2D・D 3S・D 4専) + D 5S一部

〔その他E都市—3店舗 (E 1D・E 2D・E 3S)

〔調査内容〕各店舗の保安担当責任者などから聞き取った内容は次のとおりである。

①保安活動の実情——店内巡回担当者数の増減と委託警備会社の有無、店内巡回の頻度と巡回担当者の属性など

②万引き事犯の実数と属性——現認数・捕捉数と少年・成人別、男女別の内訳、少年と成人それぞれの主な

属性と特徴など

③被害品目と金額——主な被害品目と金額の平均値とその最高額・最低額の状況など

④店舗の万引き対策——具体的な防止対策の状況と効果の程度など

⑤説諭と警察通報などの遭遇の実態——店内説諭と警察通報の割合、警察通報の場合の基準、説諭の実情や万引き事犯の態度、厳格か寛容かの自己

評価とその理由など

⑥その他——担当者の少年観、万引きの原因の見方、印象的な万引き事件、青少年問題に関する感想など

### 3. 調査結果

#### (1) 統制活動と現認・捕捉状況

統制活動とは各店舗の保安担当者の店内巡回活動を指す。そして、保安担当者の熟練度と担当者数と巡回頻度がこの活動の構成要素である。つまり、「どの程度現認や捕捉に熟練した担当者が、何人体制で一日何回・何時間ほど店内を巡回しているか」を明らかにするものである。保安担当者の属性は多様であり、彼らの熟練度は数値化できないので、ここでは「店内で常時何名の担当者が巡回しているか」を「保安度数」として、現認・捕捉数との関連を見てみたい(表2)。

店舗の売場面積と売上高、警備会社派遣員の制服巡回の予防効果、巡回担当者の熱意や

表2 保安度数と年間現認・捕捉数(2000年)との関連

店舗	担当者の状況	保安度数	現認数	備考(カッコ=年)
A 1 専	警備会社13人	10	47	
A 2 D	警備会社5人	20	31	女性担当者を配置(97)
A 3 D	社員3人、警備会社3人	20	11	
A 4 D	警備会社1人	3	2	保安度0→3に(00)
B 1 D	社員1人、嘱託3人	18	36	6人体制(89)→4人体制
B 2 D	警備会社5人	25	83	14人体制(89)→5人体制
B 3 D	警備会社10人(女性9)	45	260	14人体制(89)→10人体制
B 4 D	社員10人、警備会社3人	22	51	3人体制(89)から強化
C 1 専	警備会社2人	15	66	
C 2 D	社員3人、警備会社6人	10	3	
C 3 S	なし	0	不明	92年は保安度数6
D 1 D	嘱託17人	10	29	
D 2 D	社員2人、嘱託4人	5	8	未熟・減員で保安度低下
D 3 S	警備会社10人	14	183	92年から保安度数は半減
D 4 専	警備会社4人	10	4	
E 1 D	社員4人、嘱託1人	20	9	この数年保安度数は半減
E 2 D	警備会社2人	10	66	この数年巡回時間25%減
E 3 S	警備会社1人	6	45	

(注) 常時一人が店内巡回している場合の保安度数を10とする。

熟練度、店舗による顧客層などが異なるので、保安度数だけでは現認・捕捉数との関連を正確には捉えられないが、最多の現認数がある首都圏B 3 Dの保安度数が最も高いのは特徴的であり、スーパーの中では九州D 3 Sが保安度数を減らしながら比較的現認数が多いのも特徴的である。同店は1988年に10ヶ月間で337人の現認数を記録しており、以後13年間の保安度数の半減が現認数の半減をもたらしていると見ることができる。また他方で、店内巡回が少ない北日本A 4 Dは現認数が稀少であり、中国C 3 Sは警備会社派遣員を減らして巡回担当をなくしたために、現認数の確認さえできていない。多くの店舗は第二次調査の時から既に保安要員を削減しており、これは当時の「万引き激減」傾向と関連があると思われるが、保安要員の削減はその後も続いている。さらに、平成不況と売上高の低下による店員の削減も「万引きの暗数化」に関係していると保安担当者は回答している。したがって、保安度数が現認数を規定する傾向

はあるが、保安度数の低下によっては「第四期少年非行」における「万引き再増加」を語ることはできない。

## (2)少年万引き事犯の動向

万引き事犯のうちの少年・成人別の構成比と男女比を示したのが表3であり、万引き事犯の属性は都市と店舗のタイプによって大きな違いがある。例えば、首都圏B都市の四つのデパートでは、1989年の少年比は38~64%であったが、2000年にはいずれも12%以下に低下している。また、九州D都市の各店舗では1989年の少年比はいずれも80%を超えていたが、近年その比率は低下している。さらに、中国C都市ではC 2 Dの1991年の現認数はわずか12人であり（1995~2000年の6年間合計17人のうち少年は1人だけ）、当時からこの都市では万引き事犯がデパートから姿を消していた。その一方で、万引きのしやすさが「子どもの口コミ」に上がっていたC 1 専では、「万引き激減」期の1991年にも約300人の

表3 各店舗における万引き犯の属性（各年次の左から、現認数・少年率・男性率）

店舗	1989年		1991年			1997年			1998年			2000年		
A 1 専	未 調 査								63	90%	10%	47	90%	10%
A 2 D									76	88%	25%	31	42%	39%
A 3 D									15	20%	53%	11	0%	45%
A 4 D									3	33%	33%	2	100%	100%
B 1 D	111	55%	34	41%	79%	63	21%	33%	48	13%	90%	38	0%	63%
B 2 D	224	38%	43%	135##	42%	63%	176		152	23%	36%	87	10%	22%
B 3 D	213	40%		128	55%	80%	359	46%	347	40%	53%	260	12%	53%
B 4 D	50	64%	74%				16	42%	15	0%	47%	51	0%	29%
C 1 専	未 調 査	300**	95%	10%								66	91%	42%
C 2 D		12	67%	78%					2	0%	100%	3	0%	100%
C 3 S		4#	33%	33%								不明		
D 1 D	205	85%	62%	55	95%	78%	15	60%	37			43		
D 2 D	138	86%	39%	31	72%	52%	9	22%	15	40%	27%	10	40%	30%
D 3 S	305*	80%		214	66%	49%			245	15%	49%	204	17%	44%
D 4 専									15	90%	0%	4		0%
E 1 D	未 調 査											11	0%	45%
E 2 D												66	50%	30%
E 3 S												45	76%	67%

(注1) \* = 10ヶ月分 \*\* = 91~92年の概数 # = 92年の半年分 ## = 91~92年の半年分

(注2) 「未調査」はそれぞれ第一次・第二次調査で調査対象にしていない店舗であり、それ以外の空白箇所は、保存資料なし、不明、調査不能による。

現認数を記録していたのである。

それでは、かつてデパートやスーパーに群れて「遊び型」としての万引きを行っていた少年たちは今は再生産されていないのだろうか？首都圏B都市の四つのデパートと九州D都市の二つのデパートでは、この13年間に顧客対象を成人に代えてゲームなどの遊び場コーナーを撤去し、少年向けの商品を量販店や専門店に委ねたために、店内から少年の姿は消えて、逆に数少ない少年客に対する可視性が高まっていた。それでも現認数を減らしていないB3DとB4Dでは、少年に代わって成人の万引き事犯が増えてきている。また、北日本A2D・A3Dとその他E2Dはこの数年間に万引きの現認数は減っていると回答している。したがって、少年の万引き事犯が現認数・少年比ともに依然として高く、この数年間で增加ないし横ばい傾向にあると回答したのは、A1専とE3Sの二店だけであった。

### (3)警察通報率の状況

辻の調査による属性別の警察通報率は、小

学生2%、中学生9%、高校生19%、成人男性41%、成人女性37%、老人25%であり、大型スーパーでの警察通報の目安は被害金額3000円であった<sup>8)</sup>。また、田村他の調査による同通報率は、小学生38.8%、中学生52.3%、高校生57.2%、成人男性65.5%、成人女性62.1%であった<sup>9)</sup>。この二つの調査結果では少年に対する通報率はかなり異なっている。また、本調査（表4）によると、各店舗によっても通報率は著しく異なる。店舗ごとの処遇基準や処遇観に差異があるためである。

そこで、各都市・店舗ごとの通報率の状況を確認する。まず、首都圏B都市の四つのデパートでは、第一次・第二次調査の時期の警察通報率は0～20%の低率であり、特に少年の通報率は0%に近かった。当時B1DとB2Dでは処遇基準から少年の警察通報を外しており、実際には四つのデパートともに通報を成人の悪質な場合に限定していた。しかし、今回の第三次調査では、B2DとB3Dの警察通報率がきわめて高くなっているのが特徴的である。B2Dは1995年から警備会社に業務委託をして、少年事犯の原則説諭扱いを外

表4 各店舗における万引き処遇と通報率(%)の状況

店舗	1989年	1991年	1997年	1998年	2000年	備考(カッコ内=年)
A1専	未調査			70%	80%	説諭の20%は家庭連絡付き(00)
A2D				9%	30%	少年は30%家庭連絡、70%学校連絡(00)
A3D				40%	30%	少年は全て学校連絡付き説諭(98)
A4D				データ不足	29%	少年は家庭または学校連絡(00)
B1D	20%	0%	5%	98～00年計4%	3年計=少年の家庭連絡50%、通報6件は少年	
B2D	2%	7%		46%	11%	96年は48%
B3D	15%	19%	34%	75%	外国人79%(97)	少年は通報に変更(99)
B4D	4%		50%	0%	過去に少年の通報0	
C1専	90%			100%	説諭でも家庭・学校へ連絡(99)	
C2D	未調査	100%	未調査	99～00年計100%	(91+99+00)計16人中少年6・成人10	
C3S	100%			100%		
D1D	28%	10%	19%	30%	8%説諭の少年は全て家庭連絡(96)、学校連絡50%(00)	
D2D	87%	90%	100%	86%	96年100%、少年6人全て通報(98)	
D3S	93%	82%	100%	100%	中学生以上は通報(97)少年では家庭か学校連絡20%(00)	
D4専	未調査		100%	100%	少年では家庭100%学校80%の連絡(00)	
E1D	未調査			67%	少年の場合90%は家庭へ連絡、保護者が引き取り(00)	
E2D				20%	少年の場合70%は家庭へ連絡、30%は学校へ連絡(00)	
E3S				不明		

したために、89年に2%だった通報率が96年に48%、98年に46%と高くなっている。また、B3Dは次第に通報率を高めていき、1999年から少年事犯は原則として警察通報にするという方針に変更している。

B3Dのこの方針変更には、前述した「凶悪犯罪化」傾向の一面的強調の陰を見ることができる。同店の保安担当責任者は「少年を更生させる責任が大人にあるため、警察の指導で通報に変更した」と語ったが、その伏線は方針変更時に同氏が出席した座談会「凶悪犯罪への扉を開く『万引き』を絶つ」に伺える。その座談会は、「遊びになった万引きは犯罪意識がないために余計に悪質になり、時には凶暴にもなってきている」、「万引きがいかに深く底の見えない社会の落とし穴かということがわかってくる」という基調から始まっている<sup>10)</sup>。同座談会における同氏の発言の要約は次のとおりである。①最近罪障感がなくなっている。再発させないのが本人のためになるので、警送（通報）を増やした。②外国人事犯の増加で全て警送している。③できるだけ警送すると警備員もやりやすい。④警送して罪になるということを知らしめる。

一方で、北日本A・九州D・その他Eの各都市の店舗では、処遇方針は二つに分かれている。原則通報型のA1専・D2D・D3S・D4専・E1D（通報率67%～100%）、説諭尊重型のA2D・A3D・D1D・E2D（通報率9%～30%）である。特にD1DとD2Dは対照的な処遇方針であり、この13年間にわたって「民間の更生努力重視」と「健全育成上の厳罰主義」に分かれている。また、中国C都市の三店舗はいずれも原則通報型であり、この型に共通するのは、各店舗の保安担当の大部分を警備会社に委託していることであった（警備会社は制服で店内巡回

をしている）。

#### (4) 「万引き激減」期の事例検証（第二次調査）

表1によれば、1983年「第三期少年非行」の万引きによる刑法犯少年は53,421人、窃盗犯の触法少年は54,544人であったが（前者の史上最多は1988年の60,763人）、1991年には前者が33,664人、後者が21,396人に減少し、さらに1992年にはそれぞれ24,874人、17,711人と、この間の最少を記録している。つまり、前者では、第一次調査の時期（88年）に全国で史上最多の約6万人が統計化されたのに対して、そのわずか4年後の第二次調査の時期（92年）には、この間では最少の約2.5万人しか統計化されていないのである。また、第三次調査の時期（98年）には再び約5万人が統計化されているのである。なお第二次調査では、6店舗中4店舗で全国統計を上回る「超激減」傾向が明らかになった。そこで、各店舗の保安担当責任者が当時この「激減」傾向の原因を何に求めていたかをまとめてみたい。

第一の原因是この時期に店舗の対象顧客層の分極化が進んだことである。事例では、C1専と若者向け専門コーナーを新設したB2Dだけが横ばいか微増であった。逆に、店舗から少年用遊び場コーナーを撤去したD1DとD2Dは、少年だけの客が減って万引きの「超激減」現象を示し、この都市でも若者向け専門店の新規開店にともなって、万引きの「場の移動」が起こったことが指摘された。このことはB・C都市の各店舗でも共通に指摘されており、特にデパートは成人向けの高額商品を重点化することによって、その対象顧客層を自ら代えていったのである。

第二の原因是平成不況による各店舗の売上

減であり、顧客の減少が万引きの減少につながっているようであった。多くの店舗では万引きを暗示する「ロス」自体の減少も指摘され、暗数を含めた万引きの減少が現実に起こっていること、この4年間に「合理化」によって保安要員が削減された(6店舗中5店舗)ために万引き現認数が減少していること、少數化した少年客が店内で逆に目立って予防効果につながること、などが指摘された。

第三の原因是少年たちの生活状況の変化であり、物を持っている少年たちの遊び空間の潜在化ということができる。第一の「場の移動」に加えて、少年向け商品の出回りすぎと所持金の多額化のために、万引きの直接的な動機が弱くなり、ゲームセンターでの遊びや「見えないいじめ」やシンナー遊びなどに代わってきていると指摘された。

#### (5)少年から成人へ——現代型貧困の反映と外国人の登場（第三次調査）

今回の第三次調査によれば、デパート12店舗のうちで、成人を対象顧客層に代えたことによって少年の万引き事犯が減少した店は、A 3 D・A 4 D・B 1 D・B 2 D・B 3 D・B 4 D・C 2 D・D 1 D・D 2 D・E 1 Dの10店舗を数える。一方で、A 2 Dは1994年39人（うち少年8人、未捕捉数含む）→1995年63人（同13人）→1996年47人（同10人）と、少年の万引き事犯は少なかったが、1997年に子ども用品売場にサンリオ・コーナーを設置したために少年客と万引きが急増して、現認数は同年110人（少年90人）→1998年104人（少年82人）を数えるようになった。また、E 2 Dは以前から7F=文具・雑貨売場、8F=子ども服・玩具売場であり、伝統的なデパートの販売形態（少年も顧客対象）を維持しているため、他店に比べると少年客も万引

きも多い。

成人の万引き事犯の場合は年齢・性別によって被害品目に特徴がある。20代の女性は衣料品・化粧品・装飾品が多く、40代以上の女性になると衣料品（紳士・子ども服を含む）や食料品など生活の匂いが急速に強まる。また、若い男性は衣料品や紳士雑貨が多いが、中高年では安価な酒類や食料品など生活難を表す物が多くなる。特にこの数年、B 1 Dに代表されるように、無職の男性やホームレスによる万引きが増えている。ちなみに第一次調査では、B 1 Dの主な被害品目として、音響製品・玩具・文房具・婦人服・バッグなどがあげられていたが、1997年には現認数63人のうちで、生活難型と判断できる事例が22人いたことから、同店ではこの間に確実に生活難型の万引きが増えてきたといえる。

以上のように、各デパートでは成人が万引きの中心を占めるようになってきたが、外国人による万引きも増えている。第三次調査によれば、外国人事犯の増加を指摘した店舗はB 2 D・B 3 D・B 4 D・D 3 Sの4店舗であった。首都圏で多いのは当然であり、B 3 Dの現認数では、1997年359人のうち29名が外国人であり、うち23人を警察通報している。また1999年266人のうち43人が外国人であり、中国人が35人を占めていた。

## 4. 若干の分析と考察

### (1)万引き処遇類型と少年観について

以上の調査結果から、「第三期少年非行」を主に支えてきた万引き事犯の「激減」傾向の社会的構成が一定明らかになったので、次に、「第四期少年非行」における万引き事犯の「再増加」傾向を解明する必要がある。と

ところで、田村他の調査において指摘された「店舗側の経営方針が発見数に大きく影響する」という問題は、大型店舗に限ってさらに正確にいえば、店舗の保安機能の外部化（警備会社への委託度）と保安担当責任者の少年観がその店舗の処遇方針を基本的に規定し、これにもとづいて万引き統計が社会的に構成されているといえる。

第三次調査の対象店舗18のうち、比較的警察通報率が高い上昇したのは、A 1 専・B 2 D（96～98年に急増）・B 3 D（99年から方針変更）・C 1 専・C 2 D・C 3 S・D 2 D・D 3 S・D 4 専・E 1 Dの10店舗であった（表4）。そして、これら10店舗のうちで保安業務の大部分を警備会社に委託しているのは8店舗にのぼる。さらに、年間現認数ベスト3を記録しているB 2 D・B 3 D・D 3 Sについては、B 2 Dが95年から警備会社への委託に切り換えて警察通報率を一時上昇させ、B 3 Dが99年から少年事犯を原則警察通報に変更し、D 3 Sの通報率は例外なしの100%を維持している。ここに第四期「再増加」の社会的構成の一因があると思われる。また、警備会社に委託していないD 2 Dでは、第一次調査時以来、責任者の「厳罰主義」信念が貫かれている。

一方で、比較的警察通報率が低いのは、A 2 D・A 3 D・A 4 D・B 1 D・B 4 D・D 1 D・E 2 Dの全てデパートの7店舗であり、警備会社への完全委託は3店、一部委託は2店である。これらの店舗では保安担当責任者を中心とした独自の処遇方針が確立しており、少年事犯の場合は統制機関への係属を回避しようとする傾向が見てとれる。そこで、各店舗の処遇は以下のとおり類型化できる<sup>11)</sup>。

#### ①警備実務型（C 1 専・C 2 D・C 3 S・

D 3 S・D 4 専）——警備会社への保安業務の完全委託によって、警察通報が原則となっているタイプの店舗。したがって、店内での説諭の実績はほとんどなく、説諭と警察通報を分ける基準も特になない。辻の「経済主義」にあたり、インパーソナルで厳格な処遇がなされる。

②道徳的事業型（A 1 専・B 3 D・D 2 D・E 1 D）——保安担当責任者の少年育成上の信念が「道徳的責務」として貫かれていて、甘やかしや寛容の安売りをせずに、少年に自分の行為に対する責任感をもたせようとするタイプの店舗。したがって、被害金額や反省の度合いによっては説諭もありうるが少数派であり、結果として警察通報率が高くなる。辻の「倫理主義」にあたり、パーソナルで厳格な処遇がなされる。

③少年教育型（A 2 D・A 3 D・A 4 D・B 1 D・B 2 Dの95年以降・D 1 D・E 2 D・E 3 S）——反省の度合いや常習度によっては警察通報もあるが少数派であり、特に少年の場合は警察通報を回避しているタイプの店舗。さらに、説諭のみの場合と家庭連絡・学校連絡の場合も分けていて、説諭に対する保安担当者の熱意から教育代替的機能を担っている。辻の「人間主義」に近く、パーソナルで寛容な処遇がなされる。

④経営機能型（B 2 Dの94年以前・B 4 D）——基本的には「少年保護主義」だが、結果として全ての少年事犯を説諭のみで処理しているタイプの店舗。瑣末な万引きにかかわって警察に同行することを回避して、顧客第一主義をとっている。辻の「経済的温床主義」にあたり、インパーソナルで寛容な処遇がなされる。

ところで、第一次・第二次調査の時期には、厳格・寛容の処遇の相違については警備会社

への委託度が大きく作用していた。しかし第三次調査では、警備会社に委託していても必ずしも厳格な処遇を行っているわけではなく、むしろ、保安担当責任者の少年観が処遇方針を規定している傾向が強かった。例えば、少年教育型は常識的には少年本人の責任を重視しないと考えられるし、実際にこの型に該当する多くの保安担当者は少年の責任の割合を低くみていた。また、道徳的事業型は常識的には少年本人の責任を重視すると考えられるが、実際にはA1専以外は重視しておらず、むしろ家庭の問題を重視している。これは要保護性が高いから厳罰主義をとっていると解釈することができる。警備実務型は店舗の要請や警備会社の方針にもとづくので、保安担当者による少年の責任の判断は多様である。経営機能型は本人の責任を低くみることが寛容性に反映していると思われる。

## (2)万引き事犯の処遇過程について

「調書」類の書き取りが承諾された二千人以上の万引き事犯個々の事例は、彼らがその後どのような処遇過程をたどったのかを考えさせる。少年の警察通報事例における被害金額は、最低80円から最高157,000円までの幅があり、他方で説諭最高額は28万円になっていたのである。前述の先行研究の知見と世論調査の動向を考慮すれば、統制・司法機関への係属はできるだけ回避すべきであることに異論はないが、経営機能型が最も望ましいとは思えない。そこで、望ましい処遇を考察する上で、処遇過程の各段階における現状からの教訓と問題点をさぐってみたい。

処遇過程の第一段階は説諭のあり方である。保安担当者は統制側にいるが、少年にとっては第三者的な存在であり、「重要な他者」ではない。それゆえ、少年との直接的な人間

関係においては、少年の心に「傷ついたアイデンティティ」を形成させずに説諭にあたることができる。家庭や学校に代わる教育的機能がここに求められるのであり、面接した保安担当責任者の多くはこの説諭の効力を自負しているように聞き取れた。

処遇過程の第二段階として、家庭に連絡する場合の問題がある。多くの事例では、家庭連絡をする場合に、親が在宅であれば呼び出して引き渡すが、単親家庭や共働き家庭で母親が就労している場合には、しばしば家庭連絡不可能として警察通報をすることがある。問題はこの時の公的ラベリングであり、母親の就労率が高まっている今日において、母親の就労如何によって説諭と警察通報の相違があるのであるのは適当とはいえない。第一次調査では、九州D都市において「母子家庭の子どもは危ない」というラベリングが聞き取れたが、これは母子家庭の子どもに二重のレッテルを貼ってしまうことになる。同様のことは第三次調査におけるE都市でも聞き取れたが、当該事例が「要保護性」という要件に該当しないのであれば、母子家庭で母親に連絡できないから警察に通報するという処遇は望ましくない。

処遇過程の第三段階は「統計化率」の問題である。前述のように、警察に通報された少年事犯が全て家裁送致されるわけではなく、警察署限りの微罪処分（触法少年の場合は補導措置）で済まされるケースが多い。また、「簡易送致」は被害金額5千円未満の窃盗が該当して、審判不開始で終えられ、「通常送致」でも2万円以下の万引きは他の要件を満たせば審判不開始か不処分で終わる確率が高いようである。この点については、「警察も通報をあまり歓迎していないようで、通報しても微罪処分で終わる—B4D」、「警察の微

罪処分は1万円程度、地方によって異なる—B 2 D」、「警察での微罪処分が多い—D 2 D」、「微罪処分は5千円程度+前歴によるが、被害店が寛大にと言い、金額は上がっている—C 2 D」といった回答が寄せられた。ここでの問題は、少年の再犯防止や更生に対する処遇効果の判断である。説諭・家庭連絡・警察通報（微罪処分、簡易又は通常送致）のいずれが処遇効果が高いかは経験的にも明らかになっていないし、警察の通報要請も都市や店舗によって様々であるが、表5に見られる保安担当責任者のコメントも考慮すれば、説諭の充実によって警察通報ができるだけ回避すべきであると考える。

### (3) 「万引き再増加」期の事例検証（第三次調査）

「第四期少年非行」における「万引き再増加」のリアルな実態は、本調査対象以外の店舗（若者向け専門店・総合電化製品店・大型書店・音響用品店・大手スーパー・大型玩具店・コンビニなど）を調査しないと明らかにならない。そこで、本調査の結果だけから判断すれば、現認数が比較的多いB 2 D・B 3 D・D 3 Sにおける警察通報率の上昇が「万引き再増加」の主な原因と考えられる。つまり、これらの各店舗における通報事例が、警察署でのダイバージョンを通じて、微罪処分ではなく少なくとも簡易送致される可能性を推定すれば、「通報率の上昇→統計化率の上昇」という因果関係を実証することができる。具体的には、とりあえず被害金額5千円～1万円が微罪処分の上限額と仮定した上で、被害金額が1万円程度を越える事犯が簡易送致されたと仮定しておきたい。ただし、実際には被害金額以外の要因（累犯性、態度、要保護性など）も考慮される。

そこで、まず「書き取り事例」があるB 2 Dの少年事犯を検討してみたい。「万引き激増」期の1989年には同店の現認71人のうち警察通報は1人（通常送致と推定）だけであったが、「万引き再増加」期の1998年には現認30人のうち21人が警察通報されており、その中で簡易送致以上に該当する被害金額の事例は13人になる。また、1999年には現認20人のうち通報9人、簡易送致以上の該当が6人になる。B 2 Dの事例から推計すると、統計上の刑法犯少年の数は、1(89)→13(98)→6(99)→0(00)に近い数値になる。したがって同店では、通算して通報件数の6割程度が簡易送致以上の処遇を受けたと推測できる。

また、B 3 Dの場合も通報件数の6割を簡易送致以上と仮定すると、1989年の現認概数85人のうちで通報は推定13人、簡易送致以上は推定8人、1991年の現認71人のうちで通報は推定13人、簡易送致以上は推定8人となり、以下同様に現認数=通報件数=簡易送致以上の推定値を示すと、1997年は166人—33人—20人、1998年は138人—28人—17人、少年事犯を原則通報に変更した1999年は67人—60人—36人、2000年は32人—30人—18人になる。したがって、同店での統計上の刑法犯少年の数は、8(89)→8(91)→20(97)→17(98)→36(99)→18(00)という推移を示したと推測することができる。

以上の推測から、少年の万引き事犯が減少している多くのデパート・スーパーでは、警察通報率の上昇によっては統計上の数値が増加していることが予想され、B 2 DとB 3 Dでは、1997～1998年の統計上の「万引き再増加」の根拠が一定示されたといえよう。そして、デパート・スーパー以外で若者が集まる店舗は、警備会社に保安業務を委託して、警備実務型に相当する高い警察通報率を保って

表5 万引き犯の処遇基準（カッコ内=当該基準やコメントの年）

店舗	警察通報の基準	保安担当責任者のコメント
A 1 専	3千円以上、14歳以上、反省の度合い、テナントの意向等の総合 (00)	再犯防止、捕まると警察へ通報されるという意識をもたせるため (00)。
A 2 D	反省の度合いと累犯性を重視 (00)	説諭中に当人の心情や改心の度合い等を洞察、顧客としての扱いを重視 (00)。
A 3 D	身元の隠匿、反省の度合い (00)	
A 4 D	少年は家庭・学校連絡、成人は悪質な場合のみ (00)	
B 1 D	悪質な場合、常習、高額商品（少年はほとんど説諭、初犯の場合は将来性を重視）(89)	本来は警察に渡すべきと言われているが、警察同行時間の問題あり (89)。
B 2 D	成人で特に悪質な場合のみ、なるべく説諭ですます (89) 3万円以上、改悛の程度、集団性 (98) 高額商品と複数売り場の場合、外国人とホームレスは原則通報 (00)	少年の将来を考えての（防犯）課長のポリシーです (89)。
B 3 D	黙秘・常習・累犯・外国人の場合 (89) 少年は原則通報に変更 (99)	客であるし、わかってくれれば再犯はない（警察同行時間の問題も）(89)。 以前より厳しくなった (98)。 少年を更生させる責任が大人にあるため警察の指導で通報に変更 (99)。
B 4 D	悪質で累犯の場合 (89) 反省の度合いと高額商品の場合 (98)	相当のワルでない限りは警察に渡さない (89)。 成人は反省しているし、払ってもらえば。警察同行時間の問題もある (00)。
C 1 専	1割の説諭は少額と態度によるが、家庭と学校には連絡 (92)	寛容はだめで、たとえ10円でも警察に通報する (92)。 万引きは100%警察に通報する (00)。
C 2 D	原則通報、例外的（数百円程度の場合で所持金がある場合など）に買い取らせ説諭の場合あり (00)	人権やプライバシーを私人（保安係）が聴くのは妥当でない。この点に慎重になっているので、全部警察にお任せする (92)。 警察通報ということでケジメ・善惡を区別する (00)。
C 3 S	市内チェーン店全てで通報率100% (92)	
D 1 D	本人の態度、家庭の問題、その他（説諭5家庭連絡3警察2の割合）(89) 前歴、本人の態度、家庭環境、被害金額等による (97)	経験上の確信として民間の力で反省させられる。警察の若い人だと事務的に処理する傾向が強い (89)。 通報は少年の将来にかかるし、警察の仕事量が増える（少年の場合、対応する専門家が保安係にいる）(97)。
D 2 D	ほとんど警察に届ける（親と一緒に少額の場合以外）(89) 成人で100~200円は買い取り処理 (99) 初犯で1000円未満、説諭に応じた場合だけ説諭で終わる (00)	甘やかしはだめで責任をもたせるため（説諭で済むという安易感がある。当店では警察に届けられるという情報を子どもも親ももっている一青少年の健全育成という課題や保安課長の信念から）(89)。 素人判断は誤りがあるから専門の方が判断できる (99)。
D 3 S	中学生以上（小学生以下で少額の場合は家庭連絡）(99)	警備会社で判断してもらうのが難しいから半ば通報をシステム化 (89)。 事情聴取などは店でできない (99)。 店舗から警察通報するよう依頼されている (00)。
D 4 専		本人の後々のために通報、甘いとだめ（警察でしばつてもらって二度とやらないように厳しくしている）(99)。
E 1 D	累犯性、身元確認、挙動・態度による（例年、説諭1：通報2の割合）(00)	警察同行時間のロスがあるし、職業上の地位を含めて同情もある (00)。
E 2 D	態度・黙秘、反省の度合い、累犯 (00)	商売をしている上で警察沙汰にしても、本人に納得してもらわなければ (00)。
E 3 S	成人はすべて警察通報 (00)	

いると推測できるので、これが統計上の「万引き再増加」期を構成していたと考えられる。

## 5. おわりに

この13年間に全国の大型店舗における万引きはかなり変わってきた。多くのデパート・スーパーは平成不況による「合理化」で人員削減を行い、保安体制を弱めて従業員の数も減らし、万引き事犯に対する可視性を低下させてきた。そのためか、保安業務を警備会社に委託する店舗が増えており、警察通報率が高まっている。また、1980年代には全国の大型店舗に遊び半分で集まっていた少年たちは、1990年代に入ると急速に姿を消して、おそらくは万引きの「場の移動」をもたらすようになった。

1980年代にデパートの保安担当者が熱心に行っていた説諭は、家庭や学校が失いかけていた教育的機能を代替するものであり、彼らの説諭は万引き事犯の少年たちに不要なラベリングを付与するものではなかったと思われる。当時の保安担当責任者は店舗の正社員か警察OBの嘱託であり、「全てを通報すると少年の将来にかかわるし、保安係に対応の専門家がいる」(D1D)という回答に表されるように、その専門性さえ展望できるものであった（少年教育型）。

しかし一方で、子どもたちに罪障感や規範意識をもたせるために、たとえ少額であっても警察に通報して、親が忘れた「しつけ」を代行しようとする保安担当者も少なからずいた。「初発型」と形容されるように、万引きが少年たちを次の非行に走らせる可能性は十分ある。「一過性」の判断は難しく、少年た

ちがどのような処遇によって反省して規範意識を身につけるのかという問題は今後の検討課題である。ただし、警察通報は現実的には「再犯防止」には効果的であり、「警察に通報されるから、あの店では万引きをしない」という声もあり、通報処置が万引き事犯を減らしている事例もうかがえた（道徳的事業型）。

少年たちははたして説諭によって改心するのか、家庭連絡によって親に知られて傷つくのか、警察通報によってラベリングを受けるのか。彼らの規範意識の低下が強調されている今日、軽微な非行に対して規範意識を養成する社会的反作用のあり方（社会内処遇のダイバージョン）が問われている。

### <注>

- 1) 1992年8月12日付夕刊各紙による。
- 2) 過去の同一調査については、高原正興「大型店舗における万引きへの反作用の研究」日本社会病理学会編『現代の社会病理Ⅷ』垣内出版、1993年、263～281ページ、を参照されたい。本論文はこれを加筆・修正して、継時的に展開したものである。
- 3) 柏熊岬二『非行の臨床社会学』垣内出版、1985年、309～326ページ。
- 4) 総理府「犯罪と処遇に関する世論調査」法務省法務総合研究所編『犯罪白書昭和62年版』大蔵省印刷局、1987年、273～282ページ。
- 5) 辻正二「万引と公的ラベリング」『宮崎大学教育学部紀要—社会科学』第61号、1987年、59～75ページ。
- 6) 田村雅幸「万引問題に関するデパート・スーパー等の調査」『犯罪と非行』第91号、青少年更生福祉センター・矯正福祉会、1992年、110～130ページ。
- 7) 星野周弘他編『犯罪・非行事典』大成出版社、1995年、384～385ページ。ここでは「ダイバー

ジョン」をこのように広義に解釈している。

8) 辻正二、前掲論文。

9) 田村雅幸、前掲論文。

10) 1999年3月発行の保安・警備関係の業界誌によ

る。調査対象の匿名扱いを犯すことになるので、

本論では誌名を伏せた。

11) 高原正興、前掲論文、277～278ページ。